

第 20 回 甲賀市自治基本条例策定委員会 次第

日時:平成 27 年(2015 年)2 月 18 日(水)

14 時 00 分から 16 時 00 分まで

場所:サントピア水口 教養文化室

1 開 会

2 第 19 回会議録の確認について

3 市民の声を聴く会へ寄せられた意見の整理について

4 今後のスケジュール

・作業委員会の開催 月 日() 場所:

:~ :


・第21回 平成27年3月10日(火) 場所:サントピア水口 教養文化室
14:00~16:00

・3月20日(金) 午後 市長へ骨子案(提言書)の提出

5 閉 会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に
あなたも仲間
いろどる山河と
生きいき文化
こぼれる笑顔に
応える安心
うみだす活力
受けつぐ伝統
かがやく未来に
鹿深の夢を

いただいた意見への対応方法(分類分け)

分類	内容
A	・市民の声を聴く会当日においてお答えし、回答済みのもの
B	・策定委員会全体会において対応を検討すべきもの
C	・表現などについて作業委員会で対応案を検討するもの
D	・ご意見としては承るが、既に策定委員会で議論済みで対応困難なもの
	・ご意見としては承るが、策定委員会としては原案のままでいくこととしたもの
E	・事実関係の調査が要るもの

◆0. 前文

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
1	「前文」の「理想郷を実現していく」を「理想郷を目指して」に変えたほうがよい。(理想郷は現実に存在しないものであるため、それを実現すると表現するのはおかしい。)まちづくりは、理想を求めるものではなく、現実を直視しながら進めていくものだと思う。	
2	「地域学」(体系的に地域を見直すこと)という言葉を入れ、「自治振興会と区・自治会の生活圏域におけるまちづくり」を押し出したほうがよい。	
3	市民の定義に外国人も含まれていると思うが、前文で「日本国民たる甲賀市民」が制定すると書かれているのは、後から記載されている市民の定義と整合が取れていないように思うので、もう一度全体の委員会で話し合ってもらいたい。	
4	前文のところで、条文には入っていないが、水口岡山城についての口述があった。甲賀郡中惣とは相反するものであることから、話をすることはどうかと思う。水口岡山城はその当時、地方自治を分断する拠点としてつくられた中央集権の城である。それをまちづくりの根幹にあげるのは間違っている。甲賀は歴史的にみれば、甲賀郡中惣という連合体の塊であることから、表現にも気をつけてほしい。	
5	前文に「日本国民たる」とあるが、外国人も甲賀市民であるため、抜いたほうがよい。	
6	東洋経済の住みよさランキング2014で甲賀市は全国791自治体の37位、近畿では5位、滋賀県では草津に次いで2位であった。これは、世界中の方が見るランキングである。「日本国民たる甲賀市民として」と書いていると、日本国民でないと市民が実態である。そのこと	
7	前文の中に「教育の大版を出された。命を懸す。」の後に「また現代域もあります。」というも伝わり、一方宮村の	
8	前文に「緑と水が織りな	
9	条文で理想郷とあるがなにか、市民憲章の鹿深の夢とはどんな夢か。	
10	前文に信楽はほかのところと自然環境が違うところがあるのでその特徴もいれてほしい	



確認済み

◆2. 目指すまちの姿

11	第1章 2. 目指すまちの姿 第1項 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち で、できるという表現について、憲法第13条では、誰も尊重されるという表現になっている。できるという表現が使われた意図は。	
12	目指すまちの姿で、市民憲章の内容が含まれているのかと思うが、「かがやく未来に 鹿深の夢を」の未来とか夢という言葉を目指すまちの姿のなかに入れていただければ有難いと思う。	

◆4. 条例の位置づけ

13	自治基本条例と他の既存条例との兼ね合いは。	
----	-----------------------	--

◆5. 定義

14	⑤の定義の表記と⑬⑭の区分けの表記が違う形で分けているのはなぜか。	
15	5定義①で「市民」には「企業・事業者」も含まれているが、14としてわざわざ「企業・事業者の役割と責務」を入れた意味は？入れなくてもいいのでは？	
16	「第1章総則」に「5.定義」が書かれているが、その前の項目「2.目指すまちの姿」に「市民」という言葉が使われているため、定義は最初にあってもよいのではないか。「定義」を入れる場所 について考えてほしい。	
17	5番の定義では、市民は住民登録しているという意味でなく、市内の人全部という意味で受け止めたが、10番の多文化共生で外国籍の人たちの多文化と触れ合うと相対して記載されているように思える。同じ甲賀市に住んでいる人は同じ市民とした文書にできればいいと思う。	
18	市長等という表現が多く出てくるが主体性はどこにあるのか？骨子の中に主体性を検討してほしい。	
19	定義 3項に職員等の補助機関を含みますとあるが、職員等は補助機関という捉え方を行政的にはされるのか。そこに違和感を覚える。	

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
20	あくまで職員というのは市長の補助機関という用語の使い方が行政のなかでは慣例になっていると捉えていいのか。	
21	定義に自治振興会や区・自治会も含めてはどうか。	
◆6. 市民の権利		
22	障がい者が安心して暮らせるまちづくりのためにユニバーサルデザインやバリアフリー等の内容も盛り込んで欲しい。	
23	市民の権利は憲法で保障されたものだと思うが、憲法だけでは不十分なものがあるのか。	
24	第2次の障がい者福祉施策、第4期の計画がある。その内容について、自治基本条例に入れてもらえるのか。	
25	6市民の権利②「障がいの有無等にかかわらず」とあるのに、すぐ後にわざわざ「障がい児・障がい者も含め」を記載するのはおかしい。	
26	「障がい」という言葉は、最近は「特別支援」という表現もある。	
27	6市民の権利②について、日本国憲法14条に「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。」とあり、この条例でいうと「障害の有無等」の『等』に含まれると思う。人推協活動をする中で、個別的な視点からのアプローチということで、17のいろいろな課題があるので、この条例でも『等』でまとめるのではなく、社会的環境にかかわる部分で、「社会的身分又は門地により」という表現を含め付け加えてほしい。	
28	重複する表現、例えば6②で「誰もが」「障がい」が2回出てくる、「しくみ」がひらがなと漢字の記載がある、定義で「協力・連携すること」は「協働」と謳っているのに条文に「協力・連携」がいくつも使われている、等表現を見直してほしい。	
29	「6.市民の権利」に『障がいの有無』『障がい児・障がい者』が記載されており、また「8.こども」記載されているが、特別に書く必要があるのか。これらは「6.市民の権利」の『性・年齢にかかわらず』に含まれていると思う。もし、これらの言葉を入れるのであれば、外国人の記述も必要であると思う。甲賀市は県下でも3番目に外国人が多いことから、「10.多文化共生」にも書かれているが、「6.市民の権利」の中で『性、年齢、国籍にかかわらず』と記述する方がまとまりがよいと思う。	
30	10番の多文化共生のところで、「外国籍の方も同じ甲賀市の市民として尊重し・・・」という言葉が前半に入っているれば、少しニュアンスも変わると思った。6番も何も書いていないより書いている方がいいということもわかるが、障がい者にとって日常生活で不都合なことも多いと思われる中で、あえて特化して書くということは、策定委員の思いとは反対に、書かれている方にとってそれを素直に受け入れられるのだろうかと思う。「障がい児・障がい者」とくられることよりも「日常の生活に障がいのある・・・」という表現のほうが特別視されることが少し緩和されるように感じた。	
31	6-②で「性・年齢・障がいの有無にかかわらず・・・」と記載されているが、あえてこの3つの項目を入れた意味を聞きたい。また、「障がい児・障がい者も含め・・・」と同じ内容で障がい者だけ再度記載しているのはなぜか。	
32	市民の権利 第2項のところで、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、とあるが、憲法第14条では人種という文言が入っていることはご承知かと思う。性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、とあるが、ここへ国籍、或いは何らかの形で外国人の表現が必要ではないか。甲賀市に居住する外国人も市民であるはずなので、後ろの多文化共生のところも意味合いが通じてくるため、外国人或いは国籍の表現をどこかに入れる方が判りやすいのではないかと思う。	
33	2点目、第2章 市民の権利 第2項で、文末が権利で終わっていないが、その意図は。市民の権利ということだと、文末は第1項の権利を持っています。とか、権利を有します。という表現の方がいいのではないか。	
34	市民の権利 第1章で、障がい者の有無等にかかわらずと規定されているその後ろに尊重され、障がい児・障がい者も含めと再度書かれているのは何か理由があるのか。	
35	市民の権利で、障がい児・障がい者の区別の必要性があるのか。「者」に含まれていると思うので、それならば、外国人などいろんなことばを入れてはどうか。また、障がいの表現の繰り返しもどうかと思う。	
◆7. 市民参加		
36	基本条例作成に関して、市民参加・市民の声がまちづくりに繁栄しうるものを作成願いたい。	
37	7. 市民参加の②にある市民が決定に関わる仕組みづくりとは例えば何か。	
38	まちづくりのしくみの基になるものは自治振興会と区・自治会。7市民参加の②で「市長等は、・・・しくみづくりに務めます」と書かれているので市長等はしくみを作り、区・自治会や振興会が実践するとなる。自治振興会発足当時に思い出してほしいが、市長等がいかほど市民の意見を聞いたか、市長等がしくみづくりに務めるのではなく、市長等はまちづくりのためのしくみづくりから市民が決定できるようにしないと、市長が言ったからしていつかなくなってしまう。文面の中には、「市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関わる」とは書かれているが・・・。	

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
◆8. 子ども		
39	先ほど「8の子どもだけがあがっており、高齢者、青少年・青年などがない。」という意見が出たが、未成年は決定権がないから項目があるのであって、高齢者は大人であり、自分で決定できるから入ってなくても大丈夫だと思う。あえて入れるのであれば「認知症や障がいなどにより自分で判断できない・意見が言えない人」という項目でいい。	
40	子どもについて項目として挙げられた理由は。	
41	「8.子ども」は、何歳までなのか。また、なぜ「子ども」だけの表現がされているのか「高齢者」等はないのか。	
42	若い人が住みやすいまちづくりが必要。都会の良い面を土山にも取り入れることができれば。また、伝統文化、まつりなどを継続していくためにも若い人の力が必要である。	
43	第2章 8の子どもの定義はどうか。	
44	8子どもの項目があり、未来を担う子どもはまちづくりにとって非常に大切であるが、「高齢者」「青少年・青年」など他にもあるのに、どうして子どもだけなのか。	
45	8番の子どもの年齢はどのように考えておられるのか。定義にもない。まちづくりに参加する子どもという甲賀市で開かれている子ども議会のように、小学校高学年から中学生とってしまう。その年代の子どもに対しての視点も大切だと思うが、そこから大人になるまでの間の高校生・大学生に対しての視点も必要だと思う。限りなく大人に近い子どもたちが市の運営などに参画できる場があるかといえば無いように思う。そのあたりはどのように考えておられるか。	
46	「子ども」だけでなく「高齢者」や「障がい者」の文面が必要だと思う。	
47	8の子どもの項目だけは権利を保障されるという表現になっているので、子どもをまちづくりに参画させなければならぬと解釈できる。	
48	子どもも市民なので7と同じ表現にするか子どもだけを特筆しなくてもいいのではないかな。	
49	市内でもひとり暮らしの高齢者が増加している。都会ではそういった方を集めた集合住宅を整備されたりしている。	
◆10. 多文化共生		
50	国際化推進計画に関わっているが、今後、外国人の人口が増えていくといろんな問題が出てくるので、多文化共生という言葉を使わずに、ともに新しい甲賀市の文化を創っていくまちづくりを検討されたい。	
51	第2項に世界の人々と、とあるが、いきなり世界の人々となっているが広いようで狭められた意味合いになるのではないかな。世界の文化というよりも、日本の文化もいろいろ県によって違う訳なので、ここで世界の人々の表現は削除したほうがいいのではと思う。	
◆11. 安全・安心のまちづくり		
52	11. 安全・安心のまちづくり①の「市民の協力・連携により」とあるのを「相互の協力・連携により」としたほうがよい。（「市民は」が主語にあると思うので）	
53	11. 安全・安心に関して、区長には消防団への指揮権がない。区長といえども、消防団を動かせないため、有事の際はどうしようもない。しかも、個人情報も教えてもらえないなど、困った状態になる。自主防災組織の設置を市は促しているが、補助金のアップをお願いしたい。	
54	第1項で、自らの安全を確保したのち、というのはその通りであるが、「自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対応するよう努めるものとします。」とした方が文章としてはより具体的であると思う。また、第3項に市長の責務が書いており、ここだけ努めなければなりませんとなっているが、「危機管理に努めるとともに、緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとします。」という表現にしたほうが全体の文章としてはいいのでは。という思いをもっている。	
55	11. 安全・安心のまちづくり 3項で、また緊急時にはこれらと協働のもと、とありますが「これら」とはどれを指しているのか。	
56	11. 安全・安心②で「自主防災組織等を設立するなど」とあるが、などの前に例えば「避難場所を確保する」といったものを入れて、2つのことばが並んで「など」という表現が使われるのではないかな。	
◆13. 市民の役割と責務		
57	13—①市民が積極的行動するとともに、市民が全てを完結するようにととれるが	
◆14. 企業・事業者の役割と責務		
58	14. 企業・事業者の役割と責務で、他の市民・市長等とあるがどのような意味か。	

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
◆15. 議会・議員の役割と責務		
59	本条例はまちづくりを念頭としていることを前面にしていることは理解出来るが、市民が市政への参加という意味も重要だと考える。条文の全体には市政という文言も出でくるが、全体的に分かりにくいと思う。例えば、15議会においては①「市民の声がまちづくりに反映されるように…」は「市民の声が市政に反映されるように」にした方が良くはないか。	
60	素案作成に18回協議したと聞いたが、他の市町でも策定している。甲賀市の特色はどのようなものか。また、15番について、この内容は基本的なことだが、具体的にどのような形でされるのか。個別の規定等があるのか。さらに、文の表現が議員は「〇〇努めます」となっているのはどうしてか。その見解が聞きたい。	
61	実際に条例についてはこの裏にたくさんの附則・条例があるので、それらが全てこのなかに当てはまっていくと思う。その辺の整理がしっかりなされないとこれが生きたものになってこない。議会・議員の役割と責務があるが、議会基本条例ができ、自治基本条例と同じくらいに、議会にとっては全ての根源に関わることが定められている訳だが、実際にここには一言も出てこないとなれば、果たしてその各主体の役割と責務について本当にこれで言い切れているのかどうか。もう少し具体的にそれぞれの責務や役割を明確にしている自治基本条例も沢山あるように思う。非常にファジーな部分が多い。そういった部分をどの程度整理をされるのか。	
◆16. 市長等の役割と責務		
62	市民の役割、市の責務、市長の責務など、1つの条例にまとめて今作る理由があるのか。市長の役目などは書かなくても当然のことだと思う。条例をつくる目的がわかりにくい。	
63	市職員や議員はどうあるべきか基本に戻って研鑽に努めていただきたい。税金の使途、施策のメリハリをお願いしたい。	
64	「16.市長等の役割と責務」の中に『市長等は全体の奉仕者として…』とあるが、全体と言う言葉は必要ないと思う。また、同じ意味の言葉を使うのであれば、「全体」という言葉は漠然としているので、「地域社会」などに置き換えてもよいと思う。	
◆17. 区・自治会、18自治振興会		
65	「区、自治会」の定義がわからない。 「区・自治会」は代表する自治組織、「自治振興会」は支援を行うとなっている。これは、優劣を意味しているのではないか。	
66	地縁団体と自治振興会をどのように結びつけていくのか。	
67	区自治会と自治振興会との関係は。	
68	区・自治会について、綾野学区には区・自治会を組織していない地域が2つある。そのような地域に対して、区・自治会を立ち上げるための市長等の責務・役割を明記してほしい。自治振興会も働きかけをしているが、行政としてもバックアップしてもらわないと組織作りは難しい。①で「区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です」と明記されているのが、区・自治会がない地域もあるのにこの表現はおかしい。	
69	現在、甲賀市の自治会加入率は76.6%と聞いている。区・自治会については、組織そのものがなかったり、加入する人が少なかったりするため地域間で差があると思うが、団塊の世代が2015年には65歳を迎え、2025年には75歳を迎えるため、地域の仕組づくりがますます大切になってくると思う。基本条例の中で「17.区・自治会」が記載されているが、自治会加入促進に対する動きはあるのか。	
70	自治振興会と区・自治会がどう取り組んでいくのか、具体案が見えてこない。	
71	17条 区・自治会、18条 自治振興会について、自治振興会が設立されるにあたって各地域で目的や趣旨などをご説明いただいたが、この項目に書かれていることは設立の要旨と変わっていないかどうかの確認。	
72	鮎河は地域防災隊は、区・自治会ではなく、自治振興会に位置づけている。これから、これを変えていかなければならないのか。	

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
73	区・自治会では市長等は「～を尊重し」、自治振興会では「必要な支援を行います」と書かれている。役割分担等それぞれあると思うが、実態と表現が一致していないところも見受けられる。一定整理が必要かと思う	C
74	区自治会と自治振興会との間にいろいろと問題が起きている。第3章 17 ③区自治会を尊重し、互いに協力をし合える・・・とあり、区自治会と自治振興会は並列の関係と考えるが、区自治会が重きにおかれているように感じるがどうか。	A
75	17 18 区自治会、自治振興会ともに目指す目的は同じと考えるが独立した動き・・・と言われているが大変分かりにくい。	C
76	17区・自治会②「地域の現状と課題」とあり、地域で課題解決の方策を練るのは当然。18自治振興会も同じように書いている。自治振興会と区・自治会は同じような仕事をしているということになる。先日、自治振興会と区長の意見交換会があり、区長のほとんどは「自治振興会は何をしているのか、必要なか」という意見であった。自治振興会はまだまだ浸透していないということで、困った問題と思っている。補助金や助成金を渡すのは、振興会の事業でなく行政の仕事だと思う。行政の下請けでは、振興会は市民から離れていく。振興会は何をするのか、必要なものは何かを練ってもらう少し具体的に示す必要があると思う。	C
77	基本条例に、区・自治会、振興会の組織・位置づけ、役割・関連性をわかりやすい表現で謳ってほしい。	C
78	策定委員に行政職員も入っているが、区・自治会や自治振興会のこれまでの活動の評価はどのようにされてきているのか。活動の点検をこれからの話し合いの中でやってほしい。26の振興会と199の区・自治会が、そのすべてが市の思う方向にベクトルを合わせて行こうという大きなねらいがあると思う。枠をはめるだけでなく、地域特性も十分に活かせる部分の実現できる内容になっているかをもう一度点検してほしい。	C
79	基本条例は、振興会発足後でよかったと思う。自治振興会は4年目に入っているが、市は26の振興会の事情がよくわかったと思う。区・自治会のこともわかっている。それぞれが違うということがわかったことが大きな意味のあるところで、それを自治基本条例にどう活かすかを前向きに考えると、関係性を一般的な条例的な意味で明記しておけば、各振興会や区・自治会で決められるので。もうひとつは、綾野では、区・自治会未組織地域があり、そういったところは振興会がまかなわなければならない、そういうところに自治振興会の存在意義がある。そういうところをもう少し、どこかではっきりさせたほうがよい。	C
80	18-①は自治振興会の現実、17の区・自治会に入るのではないかと広域的な地域課題の解決は現状とかけ離れている。	C
81	自治振興会と区長が少人数で自治振興会を運営しているので区長は多忙。重ならないようにならないか。	B
82	区の事業等に関わっていないものは、自治振興会が何をしているのかわからない。何かあれば区に話をしているが、条例を別にしても一般のものには理解できない。	A
83	地域住民の代表とはどういう意味か。自治振興会は地域の代表ではないのか。区・自治会にだけなぜ代表という表記がされているのか。	C
84	人口が3,000人を基準として分会となっている自治振興会もある。1つの区で構成された自治振興会の分会は広域ではないということ、また、区・自治会に加入していない住民がいるにもかかわらず、地域住民を代表する組織というの整合性が取れていない。	C
85	自治振興会でまちづくり計画に基づきとあるが、計画策定が必要ということか。	A
86	自治振興会の分会について今後はどう扱っていくのか。	A
87	今は分会という形ではあるが、将来的には合併していくという内容と理解していいか。	A
88	宮崎県綾町の自主公民館制度みたいなまちづくりをされると感じている。地域コミュニティの限度は100～150戸と思う。市では、自治振興会に権限を委譲していくつもりなのか。	A
89	自治振興会の設立前にこの条例があれば良かった。地域によって課題が違う。なぜ、今まで遅れたのか。一度、自治振興会を含めて、甲賀市を総括し、良かったのか、良くなかったのかをはっきりさせることで良いものができる。	D
90	平成24年から取り組まれている自治振興会向けのまちづくり施策が前向きに進んでいないように思う。	A
91	この条例は自治振興会を運営していくためのものだと思っていた。	A

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
92	自治振興会とはどういうものかわからないまま今日に至っているが、日々の活動の積み重ねで10年、20年経ったうえで分かってくのではないかと感じている。そういう意味でも、本音を語るものにしてほしい。	A
93	18 ②③の間に、区自治会の支援により・・・などの文言を入れるべきではないか。	C
94	18自治振興会②に振興会の定義をされているが、あまりにも広範囲になるので、「その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし」を「地域住民及び本会の目的に賛同する地域内の各種団体及び事業所を会員とし」に変えていただけないか検討してほしい。	C
95	18自治振興会②に「まちづくり計画」と表現されているが、自治振興会の設立時の市の手引きには「地域計画」とされている。私は「まちづくり計画」は甲賀市全体のことで、23ある地域特有の事を謳うのが「地域計画」と思うし、市も22年度の時には「地域づくり計画」を作るよという表現をしていたので、「地域づくり計画」に変更してほしい。みなくち自治振興会の規約にも「地域づくり計画」と2箇所で謳っている。	C
96	18自治振興会③に「必要な支援を」と書かれているが、「支援」でなくて「協働の下で行う」という表現にできないか。「支援」は上から下という思いをもたれる。「協働」の定義があるので「協働」にしてはどうかと提言する。	D
97	②で「まちづくり計画に基づき」とあり、裏を返せば必ずまちづくり計画をつくりなさいということ。みなくち自治振興会の計画書はほぼできている。他の自治振興会も必ず計画を作って特色あるまちづくりをするのが責務となり、この点で拘束されている。計画ができていなければ、罰則は無いが自治基本条例に則していないから早く作るよう強制されることになる。	A
98	振興会設立の条件に「各区長の負担を軽減する」かつ「地域の活性化を図る」とあった。今4年目に入ったが、発言があったように、認知・理解は充分浸透しきれていない。この条例を策定することで、この課題が解消・軽減されるよう今後説明を続けていただきたい。	D
99	民が主役というが、市民、地域が自分たちの判断、自己責任が問われているように感じた。地域は高齢化が進み、9つの区の役員選出が大変な状況である。自治振興会でも役員選出が困難で受けてもらえない。策定委員会はどのような目線でこの骨子素案を作成されてきたのか。	A
100	しきたりや行事に関わりたくないという人がいるが、新しい区についての取り扱いについて。また、26ある自治振興会の成功例や悪い例についての情報を共有したい。	A
101	自治振興会ができたメリットは何か。	C
102	そもそも自治振興会は何のためにできたのか？自治振興会で解決するものがない。予算を減らすのが目的なのか？	C
103	区・自治会については本来的に同列に並べるものではないと思っている。区は従来からある行政区という考え方と思うが、自治会というのはあくまで参加するという意思のある人だけが参加してる組織ですから、区は強制的にその地域に住んでおられる方は全員会員という形になると思う。希望ヶ丘は85%位しか自治会に入っておられないので、同列に並べられると活動が非常にやりにくい事になるかと思う。自治振興会は、設立当初、自治会を必ず構成団体に入れなければならない。ということで進んだはずだと思うが、実態をみてこのような条文にされたと思うが、今、区と直接行政が連絡と調整をされている部分もある。予算的には交付金は全て自治振興会を通して交付されるので、予算的には自治振興会も絡んでいるが、実際の要望等については区長名で行政に連絡されていると思う。こういう形からいくと住民として同じ人が区民であり自治振興会員である訳である。どっちに行ってもどっちで活動したらいいのか迷うことになるのではないかと思う。振興会の主要たる構成団体が自治会・区なので、そういう形からいくと二重というか、連絡が区に行ったり、振興会に行ったりというような、活動の中身は区から入って行った。予算は振興会を通じて出てくる。という事になると非常に運営がしにくいと思う。実態をよく見て頂いて条文を纏めていただかないと現場は混乱すると思う。	C
104	自治振興会の設立要件のなかに、自治会・区は必ず入っていないといけない。というような条項になっていたと思う。	C

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
105	区がするのか自治振興会がするのかというところで、役割分担でもめるもと。どっちにも住みよい地域社会をつくりますという文言がこれは自治会でやれ、これは区でやれ、これは振興会でやれ、という話になりかねないので整理して頂きたい。	C
106	17、18で区、自治会、自治振興会について記載されているが 地域区長会、区長連合会についてはない。はっきり記載しておかないと自治振興会との整合性に混乱をきたすのではないかと。また、それぞれの区には規模の大小があり、市から委嘱られる役職が多くある。区、自治振興会のあり方をふまえて地域の声が反映できるような体制づくりが必要。条例で細かなところまで表現することはなじまないかもしれないが、あまりにもあいまいでは不十分と思うので規則の制定が必要ではないかと。区、自治振興会の整合性をこれまで委員会でどのように議論してきたのか。	C
107	地域区長会の記述がないのは今後広域的なことは自治振興会で取り組んでいくということになるのか、これまでこの条例を策定することによってそれぞれの役割を明らかにすることだったはずだが、地域区長会、自治振興会それぞれ役割を担ってきているのに自治振興会のみ記載があるのはおかしいのではないかと。地域区長会に対しても記載があるべきではないかと。	C
108	条例をつくるまでの間は区長会と自治振興会の役割分担は暫定的なもので条例で明らかにすることが前提だったはず。明記しなければ混乱する。	C
109	旧町ごとに事情が違うと言ってしまうと何のために合併したのかということになるのではないかと。	D
110	連合会がしっかりしていないので意見がまとまらないのではないかと	D

◆19. 協働によるまちづくり

111	19. 協働によるまちづくりについて、協働しての後に「差別のないまち、活力のあるまち、福祉の」と入れてはどうか。他、文末で「～に努めます」「～します」というます調で終わっているが、ところどころに「～しなければなりません。」というのが文言的におかしいと思う。	C
-----	--	---

◆20. 市民活動

112	市民活動について、斎王群行の実行委員会をして感じたが、市からの補助金が大きく減額され、地元は事業の存続に大変な思いで取り組んでいる。ひいては、実施するかしないかの選択まで迫られるような事態になっている。市民活動をするうえでは、人・物・金が必要であることから、委員会でこのような実態に基づいた意見が出ていたのかどうか。	D
-----	--	---

◆21. 住民投票

113	住民投票は誰が決定されるのか？委員は全員賛成しているのか	A
114	「市民」の定義は謳われているが、住民投票の「住民」の定義は。	A
115	住民投票で住民を定義しなければ、外国人も対象になる。市民の定義がなされている以上は、住民の定義もした上で、案件によって投票権者をその都度別に定める条例で決めるのであれば納得できるが、すべてを別の条例に委ねるのであれば、あえて自治基本条例で謳わなくてもいいのではないかと。	C
116	住民投票については、市長が実施することとしているのか。	A
117	21住民投票は、この条例で記載しなくても地方自治法でもできるしくみがある。ここでわざわざあげるのは、場合によっては危ういと思う。この項目は削除してもらいたい。	D
118	外国人の投票権を条文で盛り込んでいるのか。	A
119	住民投票の基本はすることを考えているのかどうか。	A
120	別に条例を定めるとは、この条例と並行で住民投票の条例をつくるのか。	A

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
-----	-------	-----------------------

◆23. 情報の公開

121	情報の公開のところで、別に定める条例というのは市の情報公開条例のことか。	A
122	保有する情報を適正に管理という表現があるが、どういうことか。	C
123	情報の公開について、視覚・聴覚障がいの方への公平な公開、情報の伝達に遅れがないようお願いしたい。	D
124	「23.情報の公開」「24. 個人情報保護」は相反することであるが大切であると認識している。市民がまちづくり行なうなかで、まちづくりの情報を足でかせぐようにしているが、認知症の方などからは、なかなか情報が得られにくい。民生委員児童委員の方と話していても、地域の情報が分かりにくいといった声もよく聞く。民生委員児童委員に対する情報公開について、考えていく必要があると思う。	A
125	個人情報の保護はよくわかるが、委員等の役職をしていれば、開示を願い出た時には、すみやかに対応してもらえないのか？(特に災害時の支援など)	D

◆25. 行政運営の基本原則

126	25. ②最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければなりませんとあるが、当たり前ではないか。条例でこのようなことをあえて記載するのか。	A
-----	---	---

◆26. 総合計画

127	総合計画は法的な義務付けはなくなった。市長等が計画するというのはいいが、この条例で縛ってしまうようなことに対する議論はなかったのか	A
-----	---	---

◆28. 財産管理

128	地縁団体の財産や私財産等他の財産の管理もそれぞれの財産管理者が適正管理することが大切なので、市長等の管理ではないが、そういった内容についてもご検討いただきたい。	C
129	鮎河保育園が管理が行き届かずに雑草が生い茂った状態になっている。公有財産を本当に適正な管理、運用等することができるのか。	D

◆29. 行政評価

130	まちづくりの基本原則を定めるとあるが、財政(歳入歳出)は、一番大切だと思う。無駄な施設の統廃合についてや議員・職員数が適正かどうかなども大切だと思う。29番は行政評価となっているが、職員の評価をどうするかなどの考え方を聞きたい。	A
-----	--	---

◆30. 説明責任

131	市長等の説明責任が記載してあり、第3章にも「各主体の役割と責務」が書かれている。この中で、市民の役割と責務は強く感じるが、議会や市長等の責務については強く感じる。市長等の責務については「30. 説明責任」にも書かれているが、第3章の中で市民の責務とバランスをとってもよいと思う。	A
-----	---	---

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
-----	-------	-----------------------

◆その他全体に関する意見等

132	この条例の制定スケジュールを回答してほしい。答申はいつごろ、何年の何月議会で提案予定か、など)	A
133	この「市民の声を聴く会」は回答もしてもらえるのか。	A
134	この場の内容は、どのような形で返答してもらえるのか。個別の対応はないと思うが、また、議事録として残すのか。	A
135	この条例に従わなければ罰則を受けるのか。	A
136	これまでの委員会の議事録について、誰がそういう発言をしたのかわからない。どういった経緯で物事が決まったのかわからないので、あらためて作成できないか。	済
137	せめて「A委員、B委員」などの記載の配慮をしていただければ。今後何回か開かれるのであれば、検討いただきたい	済
138	大変難しい印象がある。行政には様々な個別の条例がある中で、なぜこの条例が市民のために必要なのか、皆さんの熱い想いを伝えてほしい。	A
139	自治基本条例をつくることを前提とした委員会であるので、実情に即した内容をお願いしたいと思う。	D
140	今、なぜ自治基本条例を作るのか。	A
141	全国的にも自治基本条例はあるので、その雛形によって作ればよいのでは。	D
142	市民の立場から言うと、この素案を作るにあたり市長からの提案で素案を作成すると言われたが、郡から市に変わって10年経つと思うが、なぜ今頃になってやっているのか。今までは郡でも市でも5町に任せきりで運営されてきたと思うが、その市がなぜ今頃になって町を無視して(条例を)作るのか。町に関しては全く入っていない。	A
143	町の立場というのはどうなのか。町の立場を市が圧迫していると捉えているのか。	A
144	そもそもこの条例を作成しなければならなかったことはどこから出てきたことか。	A
145	過去・現在と甲賀市の行政は、日本国憲法・自治基本法・県条例・甲賀市条例で住みよいまちになるよう努力いただいているが、そこでなぜこの条例が必要なのか、どういった背景なのか、どういった学習があり、どういった対立の議論の中からこの条例が必要とされたのか聞きたい。	A
146	自治基本条例策定がなぜ今になったのか。自治振興会設立前に基本条例が策定されるべきと思うが。	A
147	自治基本条例を10年目にして制定する根拠、意味は何か。	A
148	今までこの条例が無くて問題ないのになぜ今必要になったのか。	A
149	この条例は必要ないと思っている。条例の決定は議会の議決で、議会は間接民主主義で私たちが選んだ人で、私たちは議員を信頼している。その中で進めるので必要ない。	D
150	県内での自治基本条例を作成されている状況は？甲賀市独自のものは何か取り入れているのか。	A

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
151	憲法や地方自治法との整合性はとれているのか。	D
152	基本条例は、ピンとこない。当たり前なのが謳われている。合併から10年が経過し、特に何の問題もなかったのになぜ今策定するのか疑問である。策定して、私たちの生活にどのような影響がでるのか。	A
153	大津市にもない条例のようである。今後決定したら、どのような啓発を行っていくのか。	A
154	条例の目的は、何がメインであるのか。	A
155	せっかくの機会であるので、将来の甲賀市がイメージされるものがあってほしい。	C
156	交通網の整備、公共交通機関(巡回バス)の充実を。	A
157	この条例の設置に関して本音が見えない。財政状況により国・県・市ではできないからこそ条例が必要だというような本音を出してほしい。市民と行政にその必要性や問題のとらえ方にズレが生じている。	A
158	本条例の制定後は市民にしっかりPRしていく必要がある。今回の意見等の反映の確認はどのような方法があるのか。	A
159	区自治会と自治振興会の関係が理解出来ない市民が多いと思うので、本条例制定と合わせ改めてPRを図ってほしい。本条例の重要性からも、本日のこの参加人数で市民の声が聴けたとするのか。	A
160	聴く会で出た意見・要望・提言今適切な答えは無理だと思うので、再度策定委員会で議論いただき、結果を「この意見・提言は〇条で表していく」「条例にそぐわない」「〇条を訂正した」などをわかるような情報を後日公開してほしい。	A
161	他の自治体では何パーセントぐらい策定しているのか。	A
162	甲賀市は今まで条例がなくてもやってきた。今更明文化して法的バックアップを取って、その中で権利と義務をはっきりさせると、この条例が施行されたら法律なので、これによって市民、区・自治会や自治振興会がこれに拘束される。先行している区・自治会や自治振興会の規約、法律に基づく委員会等の規則などに、この条例と相反する条項があれば、改正するようにもって行くと思う、それが条例。先行している区・自治会や自治振興会の規約、法律に基づく委員会等の規則などに、この条例と相反する条項が出たときには、どうするのか。	A
163	この条例に対する具体的事項を定めるために、付則なり施行規則、今話のあった逐条解説など具体的な事案を出されると、非常に細かいところまで制限・制約を受ける。基本とは言いながら、拡大解釈される。憲法でも解釈で集団的自衛権が出てくるように、基本条例で「骨格だけをきっちり決めておく」としても、肉付けの逐条解説で骨格を骨抜きにされたり、動きの取れないものにされるので、基本よりも肉付けに相当する逐条解説の文言が非常に難しいと思う。ホームページでこれまでの委員会の議事録を見た。先ほどの質問は、議事録を見れば議論の内容がわかるが、逐条解説について作るとは言っているが具体的なことは触れられてないので、非常に難しいと思う。	A
164	区・自治会や振興会の会則や規約ができるまでに、先行して自治基本条例を作らないと駄目。地方自治法によって、自治体は自治基本条例を定めるよう推進すると決められている。それで慌てて動き出したのではない。実際は、区・自治会だとか振興会、健康福祉会など既に動いている。市ではそれを束ねてコントロールしようとして、ボトムアップのような形でこの条例を出してきた。本来ならトップダウンで申したいが、それでは「自治」とは言えないから、名目上ボトムアップのようにした。	D
165	市民の声を聴く会は市内で何箇所されたのか。	A

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
166	甲賀市は非常に広くそれぞれの地域の実態に合う合わないが出てくると思うが、最終的にどのようにまとめるのか心配。相当な意見が出てくると思う。	D
167	この条例が制定されたら、市民生活がどのように移り変わるのか、また市民生活に利便性が増すのか、そういう点を教えてほしい。	A
168	まちづくりといってもつかみづらい。地域も人も変わりつつあることから、これまでの歴史が大事である。市が合併する前と、合併した後のあるべき姿のためにこういう仕組みづくりが必要となったのか。	A
169	甲賀市の5年先、10年先はこうあってほしいということがみなさんにあったと思うが、ここにはその思いが見受けられない。また、協働するうえではざっくばらんな意見交換が必要かと思う。	A
170	要望事項について、丁重にお断りされる。	C
171	他の地域の参加状況はどうか。市民の参加が少ないのが現実であり、まちづくりへの参加を積極的によびかけてもそれが住民であることから、まちづくりは行政が主導的にしてべきだと思う。	D
172	当たり前の事が書いてあるが。	A
173	内容が当たり前で、あいまいな表現がされていて、具体的にどのようなまちづくりをしたいかわかりやすくした方が良いのでは。	B
174	「23. 情報公開」「24. 個人情報保護」については既に市の条例にあるので、基本条例に盛り込まなくてもよいのではないか。また、「27. 財政運営」「28. 財産管理」については、あたりまえのことなので、敢えて分かりきったことを基本条例に入れる必要があるのか疑問に思う。	A
175	16、26、29は当たり前のことが書かれているがなぜ条例に入れるのか教えてほしい。	D
176	市民委員と庁内委員の委嘱について、割合的に庁内委員主導で進んでいないのか。	A
177	甲賀市として、どのようなまちづくりがしたいのか、もう少し踏み込んで記載したら良いのでは。	B
178	地域で年寄りが年々増えてきている。車で買い物がいけない者もいる。まちづくりとして、人口増加対策や年金問題等々のさまざまな諸問題について、盛り込んでいかなければならないのでは。	D
179	この市民の声が内容を覆すことがあるのか？これがあるのか疑問である。(議会が決めるものであるのならという意味も含めて)	A
180	山間地と水口と状況が違うが、この条例は水口中心の一律に考えていたのではダメではないか。	A
181	この条例を制定する期限はあるのか。	A
182	もっと市民の声を聞いていくべきではないか。	D
183	まちづくりについて、山内と同条件の他の市町の条例についても参考に確認すべきではないのか？(条例を作成するにあたり、他の市町の条例を真似て作らず、委員にて一から作成したという話から)	A
184	この条例は、法より下位の位置づけだと思うが、拘束力はあるのかそれとも努力目標として策定するのか。「〇〇しなければならない」という表現がほとんどなく、「〇〇します」という宣誓しているような表現が多いので、どのような考え方でそうになっているのか	A

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
185	<p>策定委員の皆さんは総合計画と勘違いされているのではないかと。まちづくり計画と勘違いされているように思える。また、子どものことに関しても、18歳や20歳と言っておられるなら「青少年」という言葉を入れなければならないと思う。文言もおかしい。もう一度議論していただきたい。8番の最後に「参加・参画する権利を保障されます」とある。これを本当に自治基本条例に記載するのか。子ども・青少年は「地域・社会で守り育てる」という文言になるのではないかと。「権利を保障される」ことを条例に記載するのはおかしいと思う。それから、自治基本条例なので、市民が守っていき、努力していきということを行政も携えてということだが、この中に環境保全や環境保護という項目がない。ごみの問題もある。そのようなことが重要なのではないかと。例えば「自治会は環境保全に努める。草刈をする…」などを具体的に上げるものではないかと。防災・防犯の関係も記載しなければならないと思う。29番の行政評価ももう少し具体的に上がっていかなければならないように思う。27番の財政運営や28番の財産管理が2行しか書かれていない。ここが議論されていないように思う。芯がない基本条例だと感じる。</p>	A
186	<p>この条例を作るメリットは。何を目的にしているのか。書かれていることが理解しにくい。まず一番肝心なことは、条文の中に、リスク管理に関すること、市(行政)は市民の財産と生命を守ることが一番大事だということが書かれるべきだと思う。小さな子どもなどがこれから育っていくために大事な条例だと言われていたが、現実には広域と過疎化が進んでいる。それに対する提案がない。すべて「こうありたい」「こうしたい」と書かれている。したい方向に向かうための数字を記載することは必要ではないのか。また、自治会に相当負担をかける、今かかっている負担の上にさらに負担を押し付けてくるように思うが、自治会長はどのように思って参画されているのかわからない。もう少し皆さんに目配り気配り心配りがあってもいいのではないかと。上のほうで勝手に決められて、それをするように言われるのは虫がよすぎないか。さらに財政状況もゆとりがないと言われる。もう少し数字を入れたものにしたほうがよいと思う。区の資料であっても、数字を示して「〇〇になるので、〇〇する」と区民に説明している。もっと丁寧に説明しなければならないと思う。これをなぜ作るのか。他の市町で作るから甲賀市も作るというのなら自分には理解できない。作るメリット必要性をもう少し丁寧に説明してほしい。</p>	A
187	<p>この条例はいつまでに作るものか。このような会以外でも、これからも意見は言えるのか。</p>	A
188	<p>この条例ができるまで、何か代わるものがあったのか。</p>	A
189	<p>今日の回答はいつもらえるのか。</p>	A
190	<p>自治基本条例は、どの条例にも属さないものをみんなで守っていく条例と理解しているが。</p>	A
191	<p>他の条例と基本条例は同等対等で並列と回答があったが、同等なら前の条例を削除するのが正しいのではないかと。</p>	D
192	<p>10年経てば少子高齢化の問題がいつそう進む。その点から対策を盛り込んだほうがよいのではないかと。</p>	A
193	<p>自治基本条例は自治基本条例策定委員条例によって作ると決まって作っておられるものだと認識しており、議会を通っていると判断しているが、その場合議会で作るとなっているから作る。という形で、この議論は今この場で答えるのではなくて、その時点で話が進んでいると思うが、その辺の決まった時の内容は如何な感じだったのか。</p>	A
194	<p>自治基本条例の策定条例は時限の条例だと思う。作ることが目的となっていると思うが、策定されるまでが条例の効力があるという形だと思いが、作るベースでそもそも動いているという形ではよろしいのでしょうか。</p>	A
195	<p>条例の項目について連番で1から31までであるが、各章毎に番号をつけられればどうか。連番でつけられた理由が何かあるのか。</p>	B
196	<p>条例の骨子案、自治基本条例の大きな枠がこういうものかと思うが、真ん中の点線以降は市役所のなかで具体的にその中身について作成されるという訳だと思う。具体的に第4章、区・自治会、自治振興会であるとか更には住民投票までであるが、ここにはあくまで大きな基本について書いてあるが具体的な部分はここに出ていない。具体的な部分についてはこれからどんな形で提示されるのか。そのことに関わって、住民投票については、先ほど相当詳しく中身については個別のものでやっていくと具体的に言われたが、そういった部分はどこに出てくるのか。自治基本条例のなかに自治振興会のことがどのような形で反映されるのか、この大枠だけでは理念だけで具体的なものが無いように思う。流れと併せてどのように作っていくのか。</p>	A

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
197	自治基本条例策定委員会のなかで今は話をしているということでもいいのか。スライド4枚目にある点線を超えていないということ。	済
199	策定委員会を傍聴させていただいた時に、かなり市の庁内作業チームの方が積極的に発言されていたように思う。そもそもこの点線というのは当初から超えているのではないと思う。委員会は条例で20名以内で定められているが、その会議の場は約40名近い人で運営されていたが、各担当課の方たちが各担当課の内容にあわせてかなり議論をされていたように思う。委員の発言に対してかなり市の意見として盛り込んでおられたように私は感じた。私は自治基本条例は反対ではなくむしろ賛成だが、作るための条例まで作って、作っている条例なのでその条例を守らないような形で条例を作るというのは如何かと思う。また、誰がどのような発言をしたか、担当課がどのような発言をしたか、情報公開請求をさせて頂いて担当課発言等を調べたが、情報公開をした時点で議事録には委員としか名前が出ていない。委員A、委員Bでもなく、担当課AでもBでもない。誰が何を発言したか全く判らない状態で市・市民がごちゃ混ぜの委員会を開いているととられても仕方がないのではないのか。この先、あの点線を越えた後に何が起きるのか、もう少し具体的に回答頂けると嬉しい。	済
200	議事録の請求をしたが、そもそも議事録を請求すること自体が悪であるという形で決めておられる。議事録請求する人間というのは悪意があって、誰が何を言ったか委員を突いてくる可能性があるもので、そういうことはしません。という形を委員で決められている。議事録に残っていない以上は誰が何を発言したかというのは判らない。それを言うておられるかどうかの正当性も怪しくなってしまう。誰が発言したかというのは発言した本人を守るためと思うが、そういったところを飛ばされて議論を進められているので今解らない状態になっているのではないかと思います。	済
201	内容を読んでいてすごく不思議に思うのが、市民目線で見て作っているとは思えないというのがある。どうしても行政目線であると私は感じた。なぜかと思って見て行くと委員のなかで市民策定委員でない方の発言が目立ったように思った。それは点線を超えてからの話で、市役所側の部分であると私は思うし、その辺があるので皆さんから質問が出ているような実情に合っていないとかいうとことが出てくるのではないかと思います。	A
202	市民を一括りにする条例になるのではないのか。	A
203	条例がなかってもすべきことなのは市民に意見を聴き事業をやって行けばよいのでは。	A
204	自治振興会ができたことで条例をつくってしまうと条例によってしぼられると、地域で変わった事業をしようとしても自由なまちづくりできなくなるのでは、地域の意見を聴くことが必要	A
205	市民に任せてしまうということになってしまう、市の指導がもっと必要となってくる、自治振興会や各地域の意見を聞きながら地域の特色を出すことが必要でないか。	A
206	日本国憲法に書いてあることばかりで、誰も反対しないことばかりである。みなさんの賛同を十分得て作成したということはいわないでほしい。	D
207	市民もそうだが、もっと市議会議員が市民の代表として、よりよい甲賀のためにしっかりといればこのようなものはいらない。	D
208	日本国憲法や地方自治法でみんな定まっている。位置づけされていないのが自治振興会だけである。こういう条例は不要である。	D
209	甲賀市特有の条例の文言が一つもない、将来のまちづくりの展望をどのようにするか我々が自負できる突出した条例をつくってほしい。	D

◆0. 前文

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
1	②前文の「日本国民たる甲賀市民として・・・」と5. 定義の「市民」市内に居住する人、市内に・・・とあり、外国人も含むことになるので整合性がとれないのではないか。	
2	日本国民を限定しては外国人もいるのにどうするのか。	
3	前文の「日本国民たる」を削除願います。定義の①にも②にも整合しません。外国籍住民を排除するもので人権問題です。	
4	前文の「日本国民たる甲賀市民」が入っている事には賛成ですが、文章としては、しっくりこない様な気がします	
5	前文の最初の4行の甲賀地域の全体像の中に花崗岩地帯で高原である植生や産業の意味合いが加わればと思います。	
6	第1章2①で人権を使わずに差別している事に疑問を感じる。	
7	2. ①尊重できる差別のないまち⇒尊重される。憲法第13、14条では「される」と規定している。	
8	4段落の最後に「また、滋賀の宮村」にみられるように地域づくりに教育の大切さを説き、実践してきた地域もありますを追加しては。	
9	5段落、子ども達⇒子どものために、地域課題の解決⇒生活圏域を考えた「ちいきづくり「まちづくり」 協力して⇒協働して	
10	6段落、理想郷を実現して⇒理想郷に向けて、誰もが安心して暮らせる福祉のまち甲賀市の実現に向け、基本理念や基本原則を掲げ、ここに住みよいまちづくりの指針となる甲賀市市民条例を制定します。	

◆3. 条例の目的、条例の位置づけ

11	新たに3項、4項のように基本となる趣旨の「甲賀市自治基本条例」は必要ないと考えます。	
----	--	--

◆5. 定義

12	5項の定義に関して、日本事に不安を感じます。生活民の方は皆無かと思いませんか。ことなく十分な対応を行後この地で暮らしていく必要かと考えます。	
13	定義にある市民の中に企業	

作業委員会において確認済み

◆6. 市民の権利

14	高齢者に関係する条例は必要ないのか。災害に関する条文は必要と思う。	
15	人権尊重のまちづくりに記載してほしい。	
16	第2章6の2の条項、「性・年齢・障がいの有無にかかわらず」⇒「日本国憲法第14条」の主旨をふまえ、また、人権問題の課題解決に向けての個別的視点からのアプローチとしても17項目が挙げられていますので、「性・年齢・障がいの有無、社会的身分または門地等にかかわらず」に明記していただきたい。	
17	高齢者への基本原則がなかった。各年齢層のまちづくりの役割が見えてこない。	
18	6の②で性・年齢・障がいの有無等とあるが、そこに国籍も含めなくていいのか。この基本条例はあくまで理念であるのか、それともこの基本条例をもとに責任まで問えるものかどうかが。また、この基本条例をもとに各条例の問題を問えるものかどうかが。責任まで問えるのなら、もっと明確に書かなければならないものもあるのではないか。上記の責任について、郷土愛等、個人の思想・信条に関わるものについて個人責任が問われるようなことはないか。地域の特性については条文にもりこむべきだと思う。	
19	福祉について、この後在宅介護等のシステムも必要になるのにふれていない。	
20	第2章6市民の権利②の2行目、2行目の「障がい児・障がい者も含め」は、1行目に「障がいの有無等にかかわらず」とあるので不要ではないか。	
21	6. 市民の権利で「～障がいの有無等」の後に再度、「～障がい児、障がい者も含め～」と記載されているのはなぜか。「障がい」は多様性のなかのひとつであり、ことさら強調する必要はないのではないか。	
22	6. ②のなかで外国人のことも触れるべきでは。憲法第14条 10多文化共生を唱える上で不可欠である。	

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
23	①知る権利を持つとともに⇒有するとともに、積極的にかかわる権利を持っていません⇒権利があります。にしてはどうか。	
24	②誰もが等しくの後、「個人として尊重され(個人の尊厳が保障され)、安全にかつ安心して地域での社会生活を営む権利があります。よって、そのためには協働による積極的な地域課題解決にむけての努力も必要です(義務が求められています)。」としては。	
◆7. 市民参加		
25	②を「市長等はまちづくりのためのしくみづくりから、その担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるように努めます。」にしてはどうか。	
◆8. 子ども		
26	第2章8で「子ども」についてのみふれているが、子育て年代を含めて若年層が住みよい、住みたいまちづくりが本当に不可欠であると思います。この点が欠けていると思うので、再考してほしいと思います。(子どものみが異常に取り扱われているように思う)	
27	次の世代を担う「子ども」「青少年」についてももう少し書かれても良いと思います。	
28	8. の子どもはいらない。削除。	
29	子ども・高齢者・障がい者とし、②として「市長等は、市民と協働して、子ども・高齢者・障がいのある人等が、安心して暮らせるまちづくりを進めます。としては	
◆11. 安全・安心のまちづくり		
30	11. 安心・安全のまちづくりで、甲賀市が取り組んでいる「セーフコミュニティ」について、項目を追加してほしい。	
31	11. 安心安全のまちづくりについて、①の5行目、自らの安全を確保するとともに、市民の協力・連携により緊急事態に対処するよう努めるものとします。③2行目、危機管理に努めるとともに、緊急性には、これらと協働のもと、迅速かつ適切に対応するものとします。	
32	11. 安全・安心のまちづくり③「～に努めなければなりません。また、緊急時には・・・なりません」の文末の表現がおかしいと思う。	
33	「市民の協力・連携により対処するよう努めるものとします。」を「市長等と市民の協働により対処するよう努めるものとします」としてはどうか。協力・連携⇒協働、仕組み⇒しくみ	
◆14. 企業・事業者の役割と責務		
34	14. 企業・事業者の役割と分担、他の市民・市長等と協力とありますが、他の市民というのはどういうことを指しているのでしょうか。	
◆15. 議会、議員の役割と責務		
35	15. 議会、議員の役割と責務で議会基本条例は別にあるのか。議会も自治の担い手のひとつであり、自治基本条例に結合すべきではないか。	
◆16. 市長等の役割と責務		
36	16. ①に「公平・誠実かつ効率的に職務を遂行し・・・」とあるが、現実には要望書でお願いした件について、中間報告等(見送り・先送りなどの連絡)がなく、こちらから問い合わせないと状況がわからない。この点を改善してもらいたい。	
◆17. 区・自治会、18自治振興会		
37	17. 区・自治会についてですが、市長等の支援はないのですか。	C
38	区、自治会の仕組み、自治振興会の仕組み・制度がなぜ必要なのか。具体的にわかりやすく。	C
39	これまでの3年間のまちづくりからの課題を解決するような仕組みを入れてほしい。(自治振興会と区・自治会の関係性)	C
40	従来からある区・自治会と自治振興会との関係・役割・位置づけが、今回の基本条例で明確にされると期待していたが、現(案)条文ではそのあたりがまだ不明瞭な感じがする。・地方自治法で総合計画の策定をなくす改訂が行われたが、その理由を知りたい。(甲賀市が策定する計画の参考になる情報が潜んでいるかもしれない)	前半C,後半D
41	自治振興会の役割。区・自治会では少子高齢化の流れの中で担い手が不足し、対応に苦慮している。広域的に課題解決を図る自治振興会の位置づけを明確化し、区・自治会との住み分けをお願いしたい。区・自治会における女性の発言できる場、活躍の場が広がるような内容を望む。	C

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
42	今になって自治基本条例なのか、との思い。特に自治会（区）と自治振興会の関係については、3年経過してもまだ判然としないままである。（多様な地域を全て同じ枠組みでくくろうとするとところに問題がある）	C
43	区・自治会と自治振興会の役割明確。	C
44	第4章18の3 「必要な支援を行います。」を「積極的にいきます」または「積極的な支援を行います。」に。	C
45	自治振興会は「広域的な地域課題の解決を図りながら住みよい地域社会をつくります」と書いてありますが、祭り等はされているものの、その他いったい地域の課題をどのように解決しようとしているのかわかりません。	C
46	18. 自治振興会では必要な支援を行います。20. 「市民活動では積極的な支援に努めます」とあります。自治振興会等規則の区活動交付金で、区・自治会に支援するよう定められていますが、この自治基本条例で市長等が支援することを定め、いや、支援しなければならないまで定めていただきたいのですが、支援の方法は自治振興会を通してよいのでしょうか。基本的に支援することを明示すべきではないのでしょうか。このことが議論されていないようにも思います。	C
47	②みんなで共有しの後、「課題を解決しながら」を追加しては。	C

◆19. 協働によるまちづくり

48	19. 協働によるまちづくりについて、「市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働して差別のないまち、活力のあるまち・福祉のいきとどいたまちづくりに努めます」とし、まちづくりについて、めざすまちの姿を補足されたい。	C
----	---	---

◆21. 住民投票

49	第4章21何故この条例にこの条項が必要なかわかりません。	D
50	特に住民投票は危険だと思う。	D
51	21項の住民投票に関しては、必要ないと考えます。地方自治法第74条で直接請求としての記載があります。これで、十分かと思います。リコールは有権者の1/3の連署が必要ですが、条例制定、改廃は有権者の1/50とハードルは高くないと、これで十分だと考えます。また、市政に関する「重要事項」は、たとえ住民投票の結果に拘束力は無いとしても、浮動票のような我々一般市民の声ではなく、将来の甲賀市を見据えた事案を熟考でき、また、それが務めの我々が選んだ市長、議員の方々が今まで正しい判断、対応が出来ており、今後もできると考えます。「別に条例を定めることによって」と記載されていますが、このような曖昧な文章が入っていることに大きな不安を感じます。結論として、自治基本条例は甲賀市には必要ないと考えます。万が一、骨子素案を市長へ提言される折は、21項の住民投票は削除していただきたい。	D

◆23. 情報の公開

52	第5章23「市民にわかりやすく公正に提供」を「市民にわかりやすく情報を公正に」。	C
----	--	---

◆24. 個人情報保護

53	24. ②は市民はお互いのプライバシーを侵害してはならない旨、まわりくどい表現をせず、ストレートに記した方がよくなるでしょうか。	C
----	--	---

◆26. 総合計画

54	26. 総合計画で、議会の議決を経ても市民参加がなければ意味がない。議会は市民の代表であるが、市民そのものではない。市長等は「市民参加により計画を策定し」を追加すべき	C
----	---	---

◆28. 財産管理

55	28の財産管理で、公有財産については適正管理することが述べられていますが、地縁団体財産や私財産等の財産の管理者も適正管理することも、うたっていたことが必要だと思います。（理由）土地に対するトラブルが多く発注しています。公平、公正に土地の管理判断をしていただくことが、市民に課せられたものと思われれます。	C
----	---	---

◆29. 行政評価

56	特に行政運営・行政評価があるが、手法の一つまで記載する必要があるのか。	D
----	-------------------------------------	---

◆31. 条例の見直し・推進

57	31. 条例の見直しを検討するのは”市長等”だけで良いか。	C
----	-------------------------------	---

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
58	「市長等は」⇒「市民・市長等は」②で前項の前に「市民の声を最大限反映し」を追加	C

◆99. その他全体に関する意見等

59	今までの個々の条例でしっかりと行政ができてきているシステムであると思います。なぜ、今日この自治基本条例がこの甲賀市に必要なのか。必要ないと思う。	D
60	非常に曖昧で具体性に欠け、住民にわかりにくのではないかと思います。この内容では条例をつくる必要がないかと思っています。	D
61	日本国憲法、と地方自治法に書いてあることがあえて理念条例として市独自で作る必要はない。	D
62	市制が施行されて、10年が経過しているのになぜ今頃か、理解できない。今まで何をもって行政を行っていたのか。	D
63	誰もが安心して暮らせるまちづくり条例を切に希望します。	D
64	条例というよりは、市民憲章の中に組み入れた方が良いと思います。条例の定義をなしていないと思います。	D
65	まちづくりの理念をうたうことに集約すべきであると考えます。	D
66	①資料として条例策定までのものが欲しい。条例骨子素案だけではなく、プレゼンに使われた資料が必要で、なぜ添付しないのか。	D
67	条例等を活字で見る方法は。	D
68	何回も会議を重ねていただき、ご苦労様でした。	D
69	条例骨子素案ご検討ありがとうございます。たたき台とした市、自治体はどこですか。県内の〇〇市とか、先進的取り組みの自治体ですか。	D
70	まちづくりの担い手は市民であり、市民がどうあるべきかを表現してる条例ですが、中盤から市長等が登場し、終盤は市長等がどうあるべきかの条文となっています。必要なことが書かれていますが、市民自らがまちづくりに関わる条例であれば、後半部分はこの条例に本当に必要かもっと違う表現にできないかと感じました。	C
71	まちづくりの姿は個人、地区等での違いをどうするか。条例ルールだけでは。	D
72	市民が活動する場合は区・自治会であり、各区・自治会での決め事を十分把握し、現状実態にそったものにしてもらいたい。市民全員が賛同するような区・自治会の場でも説明する場を設定するよう進めてください。	D
73	この条例策定に取り組まれたことを先ず評価させていただきたい。議論のなかにも出ていましたが、各項目についての内容を理解する上で、また時間の経過とともに解釈が大きく変わるといことがないよう、骨子が曲がらない範囲の解釈はどうしても欲しいと考えます。	D
74	逐条解説（具体的表現）の文章には十分検討の上で定めること。付則や施行規則等は作成しないこと。	D
75	市民の声を聴く機会が少なかったと思います。今一度このような機会をつくってください。甲賀市の良さを知る機会がなかった。情報の提供をもっと充実してほしいです。	D
76	松下圭一氏の思想が根底にあり、恐ろしい考え方である。制定させてはならない。	D
77	甲賀市の自治を考える貴重な機会でした。合併10年の検証から入っていく方がよいと思いました。	D
78	近年、稲作のかわりに野菜等ハウス栽培が行われています。田の近くに住んでおられる人たちは牛ふん等をそのまま放置しておられるためにおいやはえに悩まされています。環境面からの対策で牛ふん等にシート等をかぶせ、におわないように措置をお願いしたく、各個人では知っている人なので言いにくい条例で制定していただきたく切に願います。洗濯物等が気になります。	D
79	もらった資料だけではそもそも経緯がわからない。条例を作るなら山内の実情をふまえたものにしないと意味がない。	D
80	他の人の意見にもあったが、環境に関する項目も必要では。	C
81	条例をつくる意味がわからない。なぜ必要なのか。市は市民の生命と財産を守るのが大事であるのに区に押し付けるのはおかしい。広域と過疎化が進むのに何一つ具体的な提案がない。	D
82	適当な体裁や業務的でなく、心底から高い理想と強い意志を持って実現してほしいと思います。	D

No.	意見・感想	(作業委員会案)案骨子素案への反映等の対応
83	国の法体系は憲法→基本法→個別法という構造です。上位法に沿って下位の個別法(条例)が規定されています。市民＝国民ですので憲法に明文化されている文言の重複は必要ないと思われます。地域住民が地域の暮らしに輝きのある活気あるモチベーションを高める「みちしるべ」となる条例を望みます。	D
84	自治基本条例の策定で最も大切なのは、策定にできるだけ多くの市民が参加することです。本日の会も参加者が少なくさびしい。市民は興味がないのではないか。この条例に関しては、興味がないから放っておけばよいものではないと思う。条例を作ることが目的ではなく、「市民との対話、参加」が目的であり、そのための時間。労力を惜しむべきではないと思う。結果として、条例策定まで至らずとも、多くの市民にまちづくりへ関心を呼び起こすことができるものならば、それだけで成功である。。魂の入った条例となるよう今後ともがんばってください。	D
85	当然、今までにあった条例だと思っていた。今回の市民の声を聴く会については、不都合か否か、また、新しい意見を聴く場とっていたのがっかりした。	D
86	条例のためやむを得ないと思われるが、抽象的な表現が多く、全体的にぼやけたようになっている。	D
87	現在までの各役割と条例とされた。今さらという感じです。	D
88	条例骨子素案の文中に市長等のことばが長すぎ。主体性に欠けるので整理してください。(骨子の主体性を！)	B
89	役員も人選が必要だと感じました。	D
90	住民が自由に発言できるような「市民の声を聴く会」も必要かと。住民が理解するには条例の内容が難しい。もう少しわかりやすい表現でお願いしたいです。	D
91	市長は現状の市政に不満もしくは不備があると考えているのか。それとも、市民等のアドバイスから発案されたのか。市長自らが委員長を選出し依頼したのか、又は、市民等のアドバイスがあり依頼したのか。一市民としては、市の運営に関して現在まで大きな問題はなかったかと思えます。我々有権者が選んだ市長、議員の方々は期待に応えた立派な市政を運営してこられました。	D
92	人それぞれの考え方があり、大変なことと思います。それぞれを納得させることは難しいことです。作成前に大いに議論することは良いことだと思います。頑張ってください。	D
93	これまでの各町をまとめるのか。これを作ったことによって市民税が上がるのは困る。	D
94	策定委員の皆様、ご苦労様でした。	D
95	旧町と甲賀市との関係について、合併によってその行政事務は市が継承したが、旧町各々が持っていた地域の特色はより活かす旨伝えていただいてもよかったのではないのでしょうか。	B
96	重箱の隅をつつくような表現ばかりだった。	D
97	条例策定までの流れ、今のままではタウンミーティング、パブリックコメントで意見が出しにくいように感じました。この条例が市民生活にどのように影響されるのか具体的に説明された方がよいと思いました。条例の見直し方法についても、具体的に示された方がわかりやすいかと。	B
98	軽いものでない。	D
99	骨子案に対する意見、感想の機会を設けられた事は大変良かったと思います。	D
100	伴谷地域が住みよい、生活がしやすい、まちづくりを実現するには、手続きや仕組みづくり、手法、方法ができていないという意見がない。住みよいまちをつくる(地域)のは誰がその地域を進めるのですか。甲賀市のまちづくりの進め方(実現の仕方)がわかりにくい。	D
101	大変ご苦労様です。	D
102	理想的な基本原則はOKです。	D
103	市民の声を聴く会はまず、中学校の授業で開催されたいかがでしょう。幅広い年齢層でないといけないのはできません。条例とはその地域独特の法律で、違反された人に処罰を与えるものだと思います。おきて又はきまりがいいでしょう。	

0. 前文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈の山々や数々の清流など、緑と水が織成す豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

古琵琶湖層の肥沃な大地は、おいしい米や茶を育て、薬業や窯業等の地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、また近世においては東海道の宿場町が設けられ、多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきた他、城下町等も建設されました。

さらに、中世に活躍した甲賀忍者発祥の地として全国的にも良く知られるほか、この時代には、甲賀郡中惣の輝かしい自治の歴史もあります。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、自らとそして未来ある子ども達のために、地域課題の解決に向けて協力して取り組まなければなりません。

そこで、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み理想郷を**目指す**実現していくために、基本理念や基本原則を掲げ、日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します。

【解説】

前文では「私たちのまち甲賀市は」という始まりで、甲賀市の豊かな自然と美しい景観に恵まれていることと、地域の地場の産業について述べています。紫香楽宮や水口岡山城など、歴史的にも由緒ある甲賀市であることと、甲賀郡中惣という特徴的な自治組織の風土について、触れております。そして、長年にわたり歴史・文化を培ってこられた先人の方々への感謝や未来への決意を、さらには、自治の実現のために一人ひとりが地域の担い手として積極的に、まちづくりへ関わってもらうことを強く述べています。**なお、この条例での市民の定義では、日本国籍以外の住民の方や事業者、団体なども含むこととしていますが、ここでは、条例制定権者が日本国籍を有する有権者に限られることから、そこを明確にする意味で「日本国民たる」という文言を加えています。**

第1章 総則

13. 条例の目的

この条例は、まちづくりの基本原則や、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務など、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

【解説】

この条例は、まちづくりを推進し、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的としています。

25. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- ① 市民 市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人、企業・事業者又はその他の団体をいいます。
- ② 地域住民 それぞれの地域に居住している人をいいます。
- ③ 市長等 市長及び法律の定めるところにより設けている委員会又は委員の他、職員等の補助機関を含みます。
- ④ まちづくり 2-4に掲げるまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます。
- ⑤ 協働 市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力することをいいます。

【解説】

ここでは、条例で使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて、「定義」という形で決めました。

まず、はじめに「市民」を定義しています。本市におけるまちづくりに関する取り組みは、市内に住所を有している人だけで行われているのではなく、市内にある事業所に通勤している人や学校に通学している学生、市内で事業を営む事業者、地域で活動している団体、NPO 法人など、様々な団体によって行われています。

ここで定義している「市民」は、すべて同じ権利を有することを意味するのではなく、**外国籍の方や企業・団体など**法律上の権利に違いがありますが、それを前提として、それぞれの立場で、様々な立場で、まちづくりにかかわることが必要であると考えられますので、広い範囲で「市民」を定義しました。

「地域住民」の定義については、当市にお住まいの個人を示しています。

「市長等」は、市長や教育委員会、農業委員会といった行政委員会と副市長や会計管理者、職員などの補助機関を含めた定義にしています。

「まちづくり」とは、建物や道路などの施設整備を行うことだけでなく、市民が、心豊かな地域社会における公共的な活動なども意味しています。また、これらの活動は、執行機関だけではなく、区・自治会、市民活動団体などにより行われる地域活動や、ボランティア活動などを広く含みます。

「協働」は市民、議会および執行機関は、それぞれの立場での役割があることから、お互いを尊重しながら、まちづくりの課題解決に向けて、互いに協力し、主体的に行動していくことが「協働」のあるべき姿としました。

3-4. まちづくりの基本理念

甲賀市のまちづくりは、甲賀市市民憲章に掲げる理念に則り推し進めていきます。

【解説】

市民憲章に掲げる“あいこうか”の理念が、甲賀市のまちづくりの基本理念であることを示し、市民憲章と自治基本条例の関係を明確にしました。

4.2. 目指すまちの姿

まちづくりの担い手は市民であり、市民自らの**かがやく未来**の**かがや**き続けられるために、次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとします。

- ① 市民が相互の理解を深め、**誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重される差別のないまち** ~~それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち~~
- ② 市民が自然や歴史・文化を理解し、地域の特性を生かしながら、時代の変化に対応できる活力のあるまち
- ③ 市民が**個性や能力などを生かしながら**、共に生き、**誰もが地域で社会生活を営み**、お互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

【解説】

甲賀市のまちづくりは、市民が主役です。すべての人の人権が尊重され、お互いに配慮しながら支え合うことができる共生（ともいき）のまちづくりを目指します。

また、豊かな自然や産業などの地域の特性や先人が築いてきた歴史や文化を大切にしながらも、時代の変化やニーズに対応し、安心して暮らすことができる福祉のいきとどいたまちを目指します。

「**誰もが地域で社会生活を営み**」の文言には、障がい者が安心して暮らせるまちづくりのための**ユニバーサルデザイン**※や**バリアフリー**※などの思いも盛り込みました。

※ユニバーサルデザイン・・・年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにすること。

※バリアフリー・・・障壁となるものを取り除き、生活しやすくすること。

5.4. 条例の位置づけ

① この条例は、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものです。

【解説】

自治基本条例も形式的には他の条例と並列の関係にあるものですが、この条例は、甲賀市のまちづくりの基本となるものでありますことから、市民、議会、市長等は、この条例の趣旨、精神を最大限尊重することが重要であると考えます。

第2章 まちづくりの基本原則

6. 市民の権利

① 市民は、まちづくりの担い手であり、市政に関する情報を知る権利を持つとともに、市長等をはじめ、さまざまな団体等と協働して、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。

② **市民は、市民及び市長等は、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重される権利を持っています。**
~~障がい児・障がい者も含め、誰もが地域で社会生活を営み安全にかつ安心して暮らしていける社会を実現します。~~

【解説】

市民は、まちづくりの主役であり、積極的にまちづくりに関わる権利を持っています。まちづくりは市長等やさまざまな団体等との協働が不可欠であることから、それらと協働する権利も有します。ただし、これらの権利は強要されるものではなく、まちづくりに関わらないからと不当な扱いを受けるものではありません。

なお、②で保障している市民の権利は、日本国憲法第14条でも保障されている権利ですが、憲法で明示されていない性同一性障がいなどのセクシュアルマイノリティ※や高齢者や子どもや障がいを含む心身の状態など多様な人々の人権も尊重されることを明確にするためこのような表現としました。

※セクシュアルマイノリティ・・・性的少数者のこと。

7. 市民参加

- ① 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
- ② 市長等は、まちづくりの担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるしくみづくりに努めます。

【解説】

市民が持つ多くの知識や経験がまちづくりに生かされるよう、市は市民参加の仕組みづくりに取り組む必要があります。幅広い世代による知識や経験、男女それぞれの観点がまちづくりに生かされるようにすることのほか、少子高齢化が進む中で、将来のまちづくりの担い手となる若年世代を育む視点からも参加の仕組みを考えていきます。

8. 子ども

子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画することができます。権利を保障されます。

【解説】

ここでは子どもにやさしいまちが、すべての人にやさしいまちにつながっていくという考え方から、子どもの権利について規定しています。

子どもも甲賀市のまちづくりに能力に応じて子どもの視点で参画することができ、参画することで市政を身近に感じられ、将来の甲賀市のまちづくりの担い手として大きく成長することができると思っています。

9. 学びと教育

- ① 市民は、自らの生活をよりよくし、まちづくりに活かせるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。
- ② 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
- ③ 市民及び市長等は、社会全体で子どもを育ていくために家庭、学校及び地域の環境を整えることに努めます。

【解説】

義務教育、高等学校、専門学校だけが学ぶ場所ではありません。

市民は、豊かな生活を送るために、何事にも前向きに学ぶ姿勢が大切であり、また、市民同士も自由に学べる環境を整えることで、生涯学習を活かしたまちづくりが実現できるものと考えます。

また、地域で子どもを育ていくために、保護者の授業参観などへの参加については、学校と事業所が連携しながらその環境を整えてほしいという思いが込められています。

10. 多文化共生

- ①② 市民及び市長等は、世界の人々と互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。
- ②④ 市長等は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。

【解説】

甲賀市は工業団地が多く外国人労働者も多いことから、お互いの国の文化を認め合い、理解を深めることが、今後の多文化共生社会に向けて必要なことです。

将来の市民福祉の向上と地域社会の発展のために、多文化が共存できるまちづくりを推進していくことを述べています。

11. 安全・安心のまちづくり

- ① 市民及び市長等は、関係機関、団体等と連携協力し、安全安心なまちづくりを推進します。
- ② 市民は、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、常日頃から学習や安全点検、訓練などを通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害等」という。）への備えを行うよう努めます。また、災害等が発生したときには、自らの安全を確保したのち、市民の相互の協働協力・連携により対処するよう努めるものとします。
- ③ 市民は、区・自治会等もしくは自治振興会等を単位に、自主防災組織等の設立、避難場所の整備などを行うことに設立などにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。
- ④ 市長等は、市民と協働協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備し、危機管理に努めなければなりません。また緊急時には市民をはじめ、国、県、近隣自治体等との緊密な連携これらと協働のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

【解説】

市民が安全に安心して暮らすため、安全・安心に関する意識の向上を図ることの重要性及び災害等に対する備えや、地域住民をはじめ、関係機関、団体及び事業者等との間で、計画及び情報を共有する仕組みを整備すること、さらに、仕組みの整備に留まらず、緊急時にはこれらとの協働のもと、迅速かつ適切に対応することを述べています。

12. 情報の共有及び提供

- ① 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報を互いに共有し、提供します。
- ② 議会及び市長等は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

【解説】

甲賀市に暮らす人たちが、安心して生活ができるためには、市民、議会

及び市長等がそれぞれを互いに理解し、認め合い、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることが重要です。また、協働してまちづくりを進めるためには、市民の側が持っている、まちづくりに必要な情報の提供も求められます（危険情報の提供など）。

市長等はその保有する情報をいつでも公開できるように、適切に管理することも必要と考えます。

第3章 各主体の役割と責務

13. 市民の役割と責務

- ① 市民は、まちづくりのために、**できることを**自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います。
- ② 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

【解説】

市民は法律・条例等はもちろんのこと、生活していくうえで必要なルールを守る責務があります。また、環境保全ということからも、市民自身の財産を適正管理することは市民の責務と考えます。個人の財産だけでなく、地域の貴重な財産（文化財や資源、人など）を守り、有効活用する責務も有します。

まちづくりにおいては、物的なことだけでなく、高齢者の見守りなども含まれており、みんなが暮らしてよかったと言えるまちづくりを進めるために、市民同士の支え合いや協働が必要なことはいうまでもなく、できることは自ら考え、積極的に動く役割を担うとともに、その言動には責任を持たなければならないことを述べています。

14. 企業・事業者の役割と責務

企業・事業者は、地域社会の一員として、他の市民・市長等と協働協力・連携しまちづくりに貢献します。

【解説】

前述の市民の役割と責務について、一般の市民の方と同様であると同時に、法令の順守や環境への配慮など、地域環境に配慮した活動を行う社会的な役割とともに、地域社会の一員としてのまちづくりへの関わりなどが必要と考えます。

15. 議会、議員の役割と責務

- ① 議会は、市民の声が公正に市政にまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ② 議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりの推進に取り組み、市民の負託に応えます。に積極的に取り組むよう努めます。

【解説】

議会は、甲賀市のまちづくりのための重要な事項を決定する、市民に選ばれ負託された大切な機関です。また、市や市民とともに議員においても甲賀市のまちづくりの重要な担い手であることから、その役割についても述べる必要があると考え、この項目を設けました。

16. 市長等の役割と責務

- ① 市長等は、市民全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行し持続可能な市政運営を推進します。
- ② 市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
- ③ 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとしします。
- ④ 市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

【解説】

総合的な視点に立って市行政をおこなうこと、市民の意見を市政運営に反映させること、職員の人材育成に取り組み、高い政策形成能力等、職員個人の能力向上につながる施策を行うことを定めています。また、市長をはじめ、市の執行機関同士が連携しながら市政運営をすることを定めています。

職員は、全体の奉仕者として法令を遵守し、市民の思いや地域の声を正面から受け止め、市民全体の立場に立って公正、平等、誠実に職務に取り組むことを定めています。さらに、地域にあっても、市職員としての自覚を持ち、まちづくりに積極的に参加する必要があります。

また、職務に求められる知識等を自ら進んで情報収集するとともに、まちづくり推進のために、自ら必要な知識や技術等を身につけるなど、自己研鑽をすることを定めています。

第4章 まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会

- ① 区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です。
- ② 地域住民は、互いに協力し、助け合いながら、積極的に区・自治会の諸活動に参加して地域の現状及び課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくります。
- ③ 市長等は、区・自治会を尊重し、互いに協力しあえる関係をつくりま

【解説】

区・自治会は地域自治のために設立されたものです。よって、強制加入されるものではありませんが、地域内の全ての住民が参加することを目標としています。

高齢社会における見守りや大規模災害に備えた自主防災組織の結成など、社会情勢の変化とともに個人では対応出来ない課題解決に向けた隣近所の相互扶助が求められています。このことから、ひとりひとりがまず出来ることを考え、共に行動する事が必要です。

18. 自治振興会

- ① 自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体との連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくります。
- ② 自治振興会は、その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし、それぞれの自治振興会で策定したまちづくり計画に基づきより多くの人の参画と自由な発想により特色あるまちをつくります。
- ③ 市長等は、自治振興会の地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援を行います。

【解説】

自治振興会は、区・自治会単独では解決困難な広域的課題に取り組むため、市と市民の協働を基本として設置された組織です。

自治振興会は、区・自治会と組織的に重複したり、上下関係となるもの

ではなく、それぞれが独立した組織です。このことから、相互の尊重と協力により、住みよいまちづくりを目指すものとします。

市は、それぞれの地域性や実情に合わせた柔軟な取り組みに対する支援を行い、地域の活性化につながる活動の展開を目指します。

19. 協働によるまちづくり

市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりに努めます。

【解説】

今後のまちづくりを進めていくためには、市民、議会及び市長等がそれぞれお互いに理解し、違いを認め合い、その役割に基づいて協力し行動することが必要であることを述べています。

20. 市民活動

- ① 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的・自立的な活動に努めます。
- ② 市長等は、市民自らが行う自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めます。
- ③ 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘と育成、及びその組織づくりに努めます。

【解説】

各地域にお住まいの方やNPO※、地区社会福祉協議会などの各種団体が地域における様々な課題を解決する力を向上するためには、公益の増進に取り組む市民の活動が活発に行われることが重要です。

ここでは、公益の増進に取り組む市民の活動に対する行政の支援や、行政に頼るだけでなく市民同士も支え合いながら、関心のない方への働きかけ、人材の発掘や育成、組織づくりについて述べています。

※NPO・・・非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。

21. 住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって、住民投票を実施することができます。

【解説】

住民投票は、甲賀市のまちづくりに関して、将来を大きく左右するような影響を及ぼすと考えられる重要事項について、住民の意思を直接問うものです。市長は市政に係る重要な事項について、住民投票を実施することができるということを規定しています。

しかし、投票により住民の意思を直接確認することが望ましい場合もあると考えられる一方で、むやみに住民投票制度が用いられると住民間の対立をかえって深刻化させ、市政運営が円滑に行われなくなる恐れもあります。

そのため、住民投票に必要な事項は、事案ごとに住民投票条例を定め、この条例の検討過程で投票権を有する者など住民投票の案件にふさわしい方法をその都度、設定することとします。

なお、重要事項であっても、一部特定の地域や住民にかかわる事項は、住民投票の対象に適さないと考えられます。

第5章 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係

市長等は、まちづくりを進めていくに当たっては、国・県及び近隣自治体と積極的に協力・連携を図るとともに、国及び県との間に、地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築きます。

【解説】

地方分権が言われるようになってから、国・県との関係は今までと違い、新しい関係となってきました。協力・連携を図るためには甲賀市の役割を示すとともに、親密な関係を築く努力が必要であることを述べています。

また、私たちを取り巻く課題は山積しており、広域連携が言われる中で、甲賀市も近隣自治体との協力・連携が大切になってきます。

23. 情報の公開

議会及び市長等は、市政について、市民にわかりやすく公正に提供する責務を全うするため、法令及び別に定める条例により制限される場合を除いて、保有する情報を適正に公開します。

【解説】

情報の公開は、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市民への情報の公開について決めました。甲賀市では、情報公開の推進に関し必要な事項を定めた「甲賀市情報公開条例」を制定し運用しています。

市民と協働のまちづくりを進めていく上で、市民が市の保有する情報を知ることができることは、重要との考えから述べられています。

24. 個人情報保護

- ① 議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに関しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ② 市民は、市民による個人情報の取り扱いに関し個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めます。

【解説】

甲賀市には、すでに個人情報保護条例が制定されていますが、自治基本条例において、改めて議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理し、市民の権利及び利益を保護することの重要性を再確認するために規定するものです。

議会及び市長等は、市民による個人情報についても、同じように基本的人権を守るために、個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切に取り扱わなければならないことが述べられています。

25. 行政運営の基本原則

- ① 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い行政を行うものとします。
- ② 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

【解説】

市がそれぞれの権限と責務を踏まえ、市政運営のあるべき形として、効率的かつ公正で透明性の高い市政運営を行わなければならないことを述べるとともに、「自治体経営」の考え方の下、自主自立の精神及び総合的かつ長期的な視点に立った市政運営を行い、予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果をあげることを述べています。

26. 総合計画

市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営をしなければなりません。

【解説】

甲賀市における総合的・長期的かつ計画的な市政運営を行うために定める総合計画の策定について規定しています。

平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、その策定義務はなくなりましたが、本市の将来像を示すものであり、まちづくりを進めるうえで非常に重要なものであることから、今後も策定すべきという考えが述べられています。また、基本構想を策定するに当たり、議会の議決を経てから、総合計画を策定することを規定しています。

27. 財政運営

市長等は、予算の編成及びその執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

【解説】

健全な財政運営を行うためには、総合計画や中長期的な視点に立ち、収

入の確かな予測に基づいた予算編成及び予算執行に努めなければならないことを述べています。

28. 財産管理

市長等は、所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します。

【解説】

市が保有する財産を常に良好な状態で、維持保全し、その目的や用途に従って最も経済的かつ効率的に管理・運用することを規定しています。

29. 行政評価

市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

【解説】

行政評価の趣旨は、市政運営におけるP（計画）D（実行）C（確認）A（行動）サイクルを理解し、評価を通じて常に業務の改善に結びつけていくこととするものです。行政が行う様々な施策等の成果・達成度を明らかにし、その内容を公表し、市政運営に反映させることについて述べています。

30. 説明責任

市長等は、行政運営の情報をその計画から実施・評価に至るまで、市民に対し適時・適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たします。

【解説】

市長等が実施する事業の内容や計画段階から実施、評価について市民の理解が深まるよう、市長等が分かりやすく説明することが求められます。

市長等が行う事業は、多種多様であるため、市民への影響が大きいと考えられる事業を中心に、公表していくことを規定しています。

第6章 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

- ① 市長等は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしいものか、社会情勢に適合したものかについて、本条例にかかげるまちづくりの基本原則に基づき検討を進めます。
- ② 市長等は前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。

【解説】

この条例は、まちづくりの基本を示すものでありますことから、時代の流れや環境に併せて、まちづくりの実情に即したものであるべきと考え、市長の任期期間である4年を超えない期間ごとに、この条例が、まちづくりにどのように生かされているかなどを検証することについて述べています。

ステージ

- 小林委員長
(四日市大学教授)
- 馬場副委員長
(元自治振興委員会委員)
- 廣岡委員
(人権推進課)
- 古谷委員
(観光企画推進室)
- 森島委員
(信楽地域市民センター)

第3部会

第3部会

第2部会

第1部会

第2部会

- 黄瀬委員
(社会福祉協議会副会長)
- 林委員
(下水道課)
- 奥野委員
(こころはなまる代表)
- 呉竹委員
(教育委員会)
- 村上委員
(前区長連合会会長)
- 中島委員
(総務課)
- 増山委員
(土山サッカースポーツ少年団代表)
- 奥山委員
(甲賀大原地域市民センター)
- 藤田委員
(上水道課)
- 今井委員
(鮎河地域市民センター)
- 西村委員
(建設管理課)
- 徳田委員
(危機管理課)

- 田原委員
(教育総務課)
- 澤田委員
(法務室)
- 田中委員
(前人材活性化運営委員)
- 中尾委員
(公共交通推進室)
- 三浦委員
(現総合計画策定審議会委員)
- 太田委員
(総務課)
- 松井委員
(上水道課)
- 大原委員
(更生保護女性会)
- 橋本委員
(教育総務課)
- 寺田委員
(神山いい顔づくり委員会委員)

- 清水委員
(政策推進課)
- 谷委員
(地域コミュニティ推進室)
- 安達委員
(チャイムステーション代表)
- 山川委員
(みなみち自治振興委員会)
- 藤村委員
(学校教育課)
- 袖口委員
(土山地域市民センター)
- 田村委員
(佐山学区自治振興委員)
- 田嶋委員
(監査委員事務局)
- 橋本委員
(宮地区自治振興委員会)

事務局

- 宮治コーディネーター
(あいごるかボラセン)
- 大平コーディネーター
(あいごるかボラセン)
- 築島
(地域コミュニティ推進室)
- 吉川室長補佐
(地域コミュニティ推進室)
- 幡野室長
(地域コミュニティ推進室)

傍聴席

出入口